

84	E 施工体制台帳について	<p>Date: Wed, 7 Jul 2010 08:29:45 工事現場における役職：その他 工事場所：福岡県 工事業種：その他 ご意見：現在行っている現場ではないのですが、一般的な質問をさせていただきます。施工体制台帳を作成する際の協力業者との契約書の写しの添付書類として基本契約書の写し、注文書等の写しを添付しているのですが、注文書の写しも添付の必要があるのでしょうか。注文書が有れば注文書は発行されていることが分かるので不要だと思うのですが、</p>	<p>回答年月日:H22/6/22 ○建設業法施行規則第14条の2第2項に基づき、施工体制台帳を作成する際の契約書の写しとして添付する書類は、「建設業法第14条第1項及び第2項」の規定による書面の写しとなります。この規定に定める項目が確認できないものについては、注文書などで確認することがあります。 ○施工体制台帳の作成や提出については、No. 38の回答を参考して下さい。 (参考) ○No. 38施工体系図及び施工体制台帳についての回答 ○施工体制台帳の作成や提出については、「施工体制台帳に係る書類の提出について」(H13. 3. 30付:国官技第70号、国官技第30号)に定められています。 ○具体的な施工体制台帳の作成や提出にあたっての記載内容及び提出、添付資料については、九州地方整備局ホームページに問い合わせ窓口に併せて掲載しておりますのでご利用ください。(http://www.qsr.mlit.go.jp/~r-par/k/construction/index_02.html#sekoutaisei) ○また、「元請けから下請け会社への現場代理人通知書の発行」について、「建設工事標準下請契約約款」では、第11条第1項に、「甲は、監督員を定めたときは書面をもってその氏名を乙に通知する。」と定められています。下請負人と締結している契約書の内容を確認していただき、適切な対応をお願いします。</p>
92	E 検査内容について	<p>Date: Sun, 8 Aug 2010 13:44:15 工事現場における役職：主任技術者(監理技術者) 工事場所：大分県 工事業種：土木(道路) ご意見：先日検査(雨)を受けましたが、不可解であったので投稿致します。平成20年9月に試行された工事書類の簡素化ですが、監督職員の立会を受けた現場検査についての写真について指摘がございました。当方と致しましては、監督職員の立会であれば、細かな写真はいいと理解しております。(書類簡素化(10)段階確認、立会事項1-1より)もちろん不可解になる部分については監督職員に十分な機会を提供しております。(立会回数半年で60回)にもかかわらず、細かい部分の写真はあるが、目で見て確認できると勘が狂いました。こういうことで、簡素化は全くできていないと思います。今後、国土交通省としてどう方針で行くのか教えて頂ければ幸いです。お忙しいところ恐縮ですがご回答下さい。</p>	<p>回答年月日:H22/8/20 ○工事書類の簡素化の写真撮影は写真管理基準(案)に基づき実施します。なお、監督職員等が臨場する段階確認、立会を行う場合、それぞれ出来形管理写真や状況写真の撮影が不要となります。 ○工事検査においては、監督職員等が臨場した段階確認、立会状況の確認は、実測値を記入した出来形管理資料(受注者側で作成)等で確認を行います。 ○検査において、出来形、施工状況等の写真の提出を求められた際に、監督職員等が臨場している場合には監督職員等確認したことを検査官に伝えるようにして下さい。</p>
103	E 工事書類の簡素化等について	<p>Saturday, November 27, 2010 11:57 工事現場における役職：現場代理人 工事場所：宮崎県 工事業種：土木(道路) ご意見：ご数年、県土木工事を行っており、今回久しぶりに(3年ぶりくらい)国土交通省の工事を担当していますが、あわじ簡素化標準化が打ち出しているから、この書類の多さ、監督補助員を連れてからでいいと監督員と協議・承認を行ない、補助員から要する書類を渡すして作成し持っていくは、監督員に見せるまでもない監督員からの即取等など、「ここ2〜3日の説明書類に費やした時間を返して下さい」と言いたくなる日々が続きます。県工事で20分で終わる現場協議説明が、国土交通省では、4〜8日はすくなくかかります。さらに、この意見の窓口でも多く記載されている「設計変更業務」→これはある意味現場より数倍大変です。我々も頼られた側で業務をこなしています。何故、コンサル業務で我々が請け負わないといけないのでしょうか。いつになつたこの問題は解決するのでしょうか？朝は日の出とともに測量を始め、変更変更で迷惑を被っている中、夜遅くなるまで帰ってくださる作業員の方々のモチベーションを高め、それから一言、言葉で済む打合せ書類を毎朝毎晩毎週、県市町村工事で国土交通省の完成品の品質の差は何ですか？何故同じ公共工事で、ここまで差が生じているのでしょうか？県市町村の完成品の品質に過去〜現在、問題が多々起きていたのなら納得ですが、そのような問題は私は記憶にありません。もっと柔軟な「人」としての対応をお願いしますと強く思います。</p>	<p>回答日:H22/12/9 ○工事書類の簡素化については、11月1日以降契約工事を対象に「土木工事における受発注者の業務効率化の推進について」の一環として書類の必要性の明確化を行っているところです。引き続き二重納品の防止等について取り組んでまいります。 ○監督補助員の業務内容については、No29で回答していますので参考とください。今後も、協議承諾等円滑に進めるよう適切に対応することを引き続き指導してまいります。 ○監督補助の業務内容については、「設計変更ガイドライン(案)平成20年6月」に基づき、発注者が受注者から提出される確認資料を活用するものです。検討が必要なものについて、受注者に依頼した場合、別途費用を計上するようになっていますので、今後とも引き続き指導してまいります。 <参考>「平成22年度土木工事における受発注者の業務効率化実施要領」 http://www.mlit.go.jp/tec/sekisan/sekou/pdf/22092H22kouitsusaka02.pdf <参考>「No.29、工事打合せ(協議)、ワンデールシステムについて」 ○監督補助の業務内容の1つに「工事請負者から提出(提出、承諾及び協議事項)された資料と設計図書との照合を行い、報告するものとする。」とあり、監督補助員はこれに基づき提出された資料の確認を行っております。したがって、協議書の確認作業は監督補助員が行う業務範囲でありますので、現行のまま監督補助員の確認も必要です。 監督補助員から書面等の変更を要求することもあります。必要以上に資料を要求したり、日数をかかせることないうる周知徹底を図ってまいります。 <参考>「設計変更ガイドライン(案)H20.6」 http://www.qsr.mlit.go.jp/s_top/sekkei/henkouguide.pdf</p>
107	E 工事書類の簡素化について	<p>Monday, January 17, 2011 11:40 工事現場における役職：主任技術者(監理技術者) 工事場所：佐賀県 工事業種：その他 ご意見：工事書類の簡素化について 工事書類の簡素化が推進されていますが11月受注後の工事については今まで提出していた工事書類の様式から従来の工事書類に変更になり、また2部提出とのことでした。何年前より工事書類の様式が提出していましたが従来のやり方に戻るのであれば工事書類の簡素化になっていないのではないのでしょうか？いつになったら本当に工事書類の簡素化が実施されるのでしょうか？</p>	<p>回答日:H23/2/9 ○土木工事における受発注者の業務効率化実施要領により、工事書類の二重提出を防止し、工事完成時に提出する出来形管理資料、品質管理資料を削減しています。 ○提出書類の場合、発注者が郵送時、発注者へ提出し、発注者が受注者から提出される確認資料を提出し、受注者は、返却された提出書類を整理し保管となります。2部提出し部返却することにより、受注者は提出書類を電子化する必要がありません。これにより、紙で書類の二重納品を防止出来ることとなり、書類の簡素化に繋がると考えられます。 ○工事書類が多という意見はこれまでも多く寄せられており、国土交通省では、引き続き工事書類の簡素化に取り組んでまいります。</p>
126	E 工事書類の簡素化について	<p>Friday, April 15, 2011 11:34 AM 工事現場における役職：主任技術者(監理技術者) 工事場所：長崎県 工事業種：電気通信 ご意見：工事書類の簡素化で工事を進めています。特記仕様書に土木工事の指定材料は「光ケーブル」と記載されていたので、材料確認等の資料づくりは、光ケーブルのみと承知していました。しかし今回、監督補助員より「繊維支柱の材料立会をします。」と言われ、立会願の提出を要求され、現場で全ての寸法、厚み等を確認されました。また、監督補助員立会中の立会写真も何枚も撮影しました。本標準仕様書は、自主管理で全ての鋼材の厚みから寸法まで確認済みのもので、試験成績書(めっきの試験成績書、寸法確認検査資料)は打合簿で提出済みの支柱でした。取付は順調に進み何事も無く終わりましたが、監督補助員の寸法確認や立会写真の撮影にかかりの時間と労力を費やした交通規制内の施工となりました。工事書類の簡素化削減は、全ての使用材料について、立会願を提出し工事材料の立会をお願いしていたのですが、今は違うと思うのですが監督補助員の行為は正しいのでしょうか、教えてください。</p>	<p>回答日:H23/8/25 設計図書に明示されている材料及び監督職員と協議を行い決定された材料については、監督職員が臨場により確認することが原則となっており、それ以外の材料については臨場による確認は必要ありません。また、臨場による確認の場合の写真は必要ありません。 相談窓口にお寄せ頂いた意見については、全ての関係職員等に確認・指導してまいります。 また、受発注者間でコミュニケーションを図り、より良い品質の社会資本を整備してまいります。 なお、各事務所に「いきいき現場づくり」に関する相談窓口(技術助所長、工事品質管理官等)、九州地方整備局 企画(技術調査管理官、総括工事検査官等)に「いきいき現場づくり」に関する相談窓口を設けていますので活用してください。 注)相談者の個人情報や相談内容など相談者が不利益を受けないように対応しますのでご理解下さい。</p>
144	E 工事関係書類について	<p>Friday, October 14, 2011 8:53 PM 工事現場における役職：主任技術者(監理技術者) 工事場所：福岡県 工事業種：土木(道路) 弊社は平成22年9月に〇〇事務所の工事を受注しましたが、提出書類は工事関係書類平成23年9月版を運用することになり、内容の変更に戸惑っています。弊社は平成22年度工事受注させていただきましたが、平成22年の簡素化版で納品数も納品しました。その後平成23年7月版が出された事とします。この様な朝令暮改ともいえる改訂(改悪)での様な方々がどの様にして決めているのでしょうか？現場の事は反映されているのでしょうか？平成23年9月版の次はいつでしょうか？工期中にまた改訂があるかもしれないと思うと、熟慮する意味もありません。発注・受注者間で施工計画に提出方法を選択できるような柔軟な運用をする事を考えていただけたいものではないのでしょうか？双方にとって(不合理的・非現実的・煩雑)と思われる方法は必ず淘汰されてゆくと思うのですが、3方良しの理念の実現の為、一考の程宜しくお願ひ申し上げます。</p>	<p>回答日:H23/12/7 7月版で実施に運用を開始しましたが、基本的には変わっておらず、運用上わかりにくい点や困った点に対応するため9月〜1部改訂したところです。 工事関係書類一覧表及び標準様式の改訂について9月版の主要な変更点は下記のとおりですのでよろしくお願ひします。 ◆工事関係書類一覧表 ・工事書類については、競として様式9を添付する。 ・提出部数の工事書類について、競をつける関係で部数を変更。 ・提出必要部数の欄に「(紙)」と追加し、備考欄に「(注)2部提出(押印後、1部返却)」を追加。 ◆工事関係書類の標準様式(本省の統一版〜九州版への変更) ・契約関係書類については、九州地整版を原則とし、 ・工事書類の様式10、12、14については、発注者と受注者の押印欄を削除。 ・工事書類の様式13については、九州地整版(使用しないもの)を廃止。</p>